

平成 27 年 3 月 6 日
東村山市障害者自立支援協議会
第 3 回定例会【資料 4】

東村山市 障害福祉計画 (素案)

～第 4 期 (平成 27・28・29 年度)～

東 村 山 市

表紙裏面

目次

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画の期間	1
(3) 計画の策定体制	1
2. 障害のある人の自立支援の制度	2
3. 基礎指標	3

第2章 成果目標

1. 平成29年度の目標値の設定	4
A. 入所施設の入所者の地域生活への移行	4
B. 地域生活支援拠点数	5
C. 福祉施設から一般就労への移行	5
D. 就労移行支援事業の利用者数	6

第3章 障害福祉サービス等の見込量

1. 障害者総合支援法に基づくサービス等の見込量	
A. 訪問系サービス	8
ア. 居宅介護	8
イ. 重度訪問介護	8
ウ. 同行援護	8
エ. 行動援護	8
オ. 重度障害者等包括支援	8
B. 日中活動系サービス	9
ア. 生活介護	9
イ. 自立訓練	10
ウ. 就労移行支援	10
エ. 就労継続支援（A型）	10
オ. 就労継続支援（B型）	10
カ. 療養介護	10
キ. 短期入所（福祉型）	10
ク. 短期入所（医療型）	10

C. 居住系サービス	1 2
ア. 共同生活援助(グループホーム)	1 2
イ. 施設入所支援	1 2
D. 相談支援	1 3
ア. 計画相談支援	1 3
イ. 地域相談支援	1 4
2. 児童福祉法に基づくサービス等の見込量	
A. 障害児通所支援	1 5
ア. 児童発達支援	1 5
イ. 医療型児童発達支援	1 5
ウ. 放課後等デイサービス	1 5
エ. 保育所等訪問支援	1 5
B. 障害児相談支援	1 6

第4章 地域生活支援事業

A. 相談支援事業	1 7
B. 地域活動支援センター	1 7
C. 相談支援機能強化事業	1 8
D. 住宅入居等支援事業	1 8
E. 成年後見制度利用支援事業	1 9
F. 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業	1 9
G. 日常生活用具給付等事業	2 0
H. 移動支援事業	2 1
I. その他の事業	2 2

資料編

○事業所ヒアリング調査結果概要	2 4
○障害者福祉計画推進部会委員名簿	3 0

第 1 章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景

東村山市では「東村山市障害福祉計画（第 2 期）」における実績を基に、平成 23 年度に「東村山市障害福祉計画（第 3 期）（以下、「第 3 期計画」といいます。）」を策定し、各種の施策を展開しているところです。

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法は、平成 25 年 4 月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）へと改正されました。障害者総合支援法の目的は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保および地域社会における共生、社会的障壁の除去に役立つよう、日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うこととしており、この改正により、それまで定められていた障害者の範囲を見直し、難病等の患者を法律の対象として加える等の新たな障害保健福祉施策が講じられました。

これらの状況を踏まえ、「東村山市障害福祉計画（第 4 期）（以下、「第 4 期計画」といいます。）」は、第 3 期計画の実績値と個々のサービス水準に関して検証を行い、成果目標を定めるとともに、平成 27 年度から平成 29 年度までのサービス見込量を推計し、策定しました。

（1）計画の位置づけ

本計画は障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものです。また、本計画は、市制の基本的な指針である「東村山市総合計画」及び保健・医療・福祉関連の部門別計画の上位計画である「東村山市地域福祉計画」ならびに障害者基本法第 9 条第 3 項の規定に基づき策定している「東村山市障害者福祉計画」、さらにその他の福祉関連計画と整合性を図りながら策定しました。

（2）計画の期間

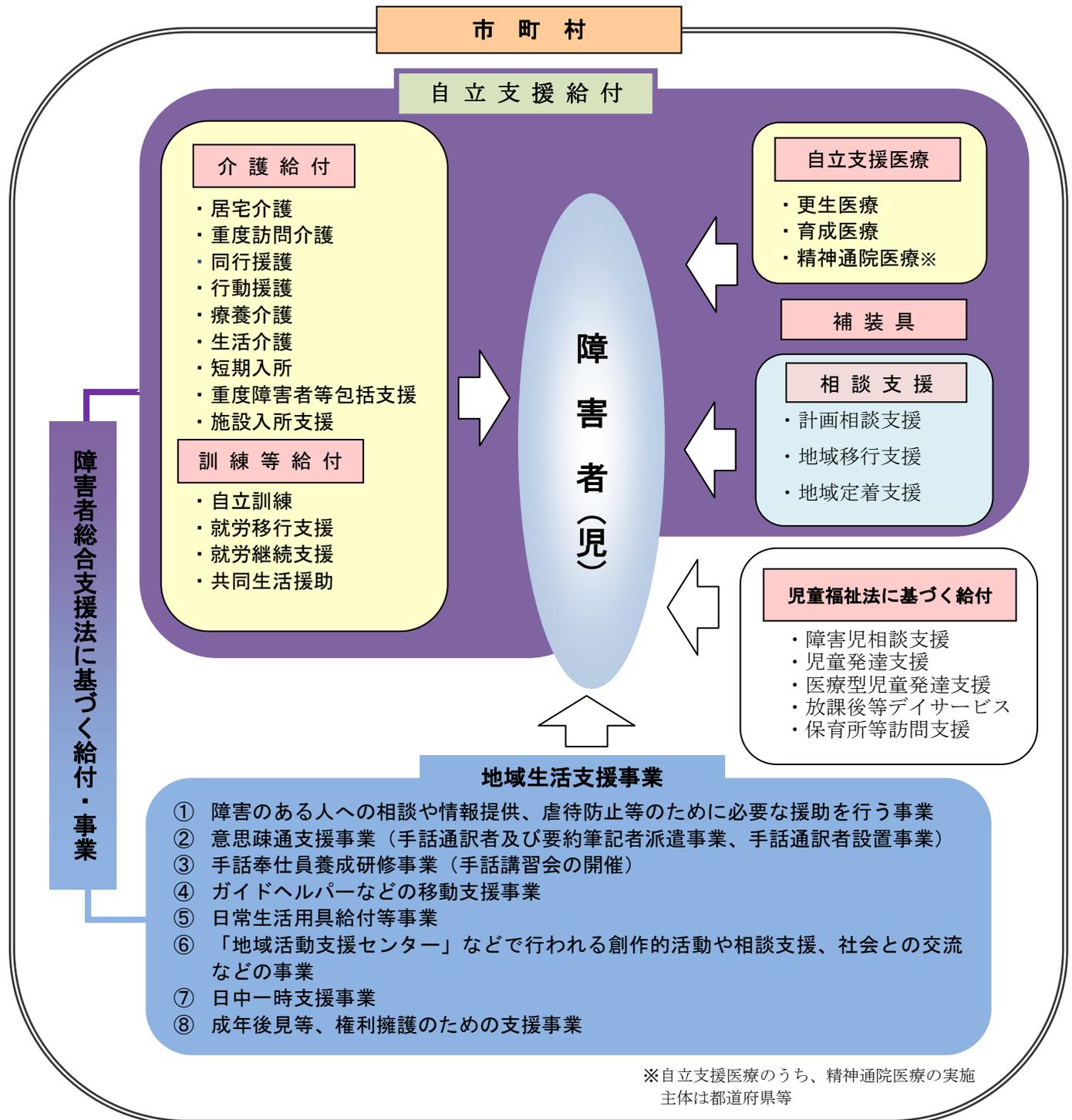
本計画は平成 19 年 3 月に第 1 期計画を策定し、以後 3 年ごとに必要な見直しを行いながら策定してきました。今回の第 4 期計画は国の基本指針、東京都の基本的な考え方を踏まえ、第 3 期障害福祉計画の実績値、地域の実情を勘案し、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を期間として策定しました。

（3）計画の策定体制

本計画は「東村山市障害者福祉計画推進部会」にて、計画案を協議した上で、「東村山市障害者自立支援協議会」の意見や、パブリックコメントの実施による、障害者を含む地域住民の意見を受けながら策定しました。

2. 障害のある人の自立支援の制度（平成26年度時点）

障害者総合支援法による給付・事業は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と地域の実情に合わせて市が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」で構成されています。自立支援給付のうち、各事業所で行われている直接的なサービスを「障害福祉サービス」と呼びます。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。また、平成24年に施行された法改正により、18歳未満の障害のある子どもに対するサービスや相談支援は、児童福祉法に位置づけられることとなりました。



地域生活支援事業は都道府県や市町村が地域の実情に合わせて行う事業で、市町村によってサービスのメニューや内容が異なることもあります。専門性の高い相談事業や人材育成などについては東京都が支援を行います。

3. 基礎指標

基礎指標	現 状 (平成 26 年)	推 計 (平成 29 年)
総人口	152,088 人	152,167 人
身体障害者手帳所持者	5,080 人	5,311 人
愛の手帳所持者	991 人	1,026 人
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,065 人	1,113 人
精神通院医療受給者	2,788 人	3,172 人
難病医療費助成認定者	1,375 人	3,070 人

※ 1. 障害者数は、各障害者手帳取得者数です。

※ 2. 人口は 1 月 1 日時点、障害者数は 4 月 1 日時点です。

※ 3. 総人口は第 4 次総合計画・後期基本計画基礎調査報告書に基づいた平成 29 年 1 月 1 日の推計値を記載しています。

※ 4. 平成 29 年度の推計値は、障害種別ごとの平成 24 年度から平成 26 年度までの変動率をもとに、総人口の平成 29 年度の推計値も勘案して見込んでいます。

第2章 成果目標

1. 平成29年度の目標値の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援、労働施策といった課題に対応するため、国の基本指針に示された考え方に必要な障害福祉サービスの量について、平成29年度を目標年度とした、それぞれの数値目標を設定しました。

A. 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

施設入所者の地域生活への移行においては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行する。これに合わせて、施設入所者の削減においては、平成25年度末時点の施設入所者の4%を削減する。

本市では、国の指針を基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて以下のとおり目標を設定します。

① 移行者数

項目	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	累計
地域生活移行者数	4人	0人	1人	1人	6人

② 目標値

項目	数値	考え方
現入所者数 (A)	99人	平成25年度末時点の数値です。
平成29年度入所者数 (B)	99人	平成29年度末時点の利用人員を見込んでいます。東村山市においては、施設入所の待機者が多数存在しており、入所者の地域生活への移行を進めるものの、待機者の減少を図る必要から平成25年度末時点の入所者数と同数の目標値を設定します。
【目標値】 削減見込 (A - B)	0人	平成25年度末時点の入所者数と同数の入所者数を見込みます。
【目標値】 地域生活移行数	3人	平成29年度末までに施設から地域移行する者の目標数です。本市においては、平成26年度の施設入所者数の見込みは102人となることを踏まえて設定しました。

③今後の取り組み

施設を退所して、地域で生活する障害者には、グループホームに限らず、地域相談支援等、地域移行に向けた様々な支援が必要です。

引き続き、地域で安心して暮らせるための望ましい方策について、検討を行う必要があります。

B. 地域生活支援拠点数

【国の基本指針】

平成29年度末までに市区町村または圏域に少なくとも一つの拠点等を整備する。

本市においては、今後実施予定である国のモデル事業の取り組みや都の動向を注視しながら、設置の検討をします。

項目	H27年度	H28年度	H29年度
地域生活支援拠点数	検討	検討	検討

C. 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

平成24年度に福祉施設から一般就労に移行した人の2倍以上を基本とする。

本市では国の指針を基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて、以下のように目標を設定します。

①移行者数

項目	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	累計
福祉施設からの一般就労移行者数	4人	19人	15人	15人	53人
東村山市障害者就労支援室を利用した一般就労者数	36人	35人	46人	43人	160人

②目標値

項目	数値	考え方
【目標値】 平成29年度の一般就労移行者数	38人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数です。平成24年度の2倍以上の移行を目指します。
東村山市障害者就労支援室を利用した一般就労者数	35人	平成29年度末における就労支援室を利用し、一般就労する者の数です。これまでの実績及び実情を踏まえ、平成24年度の水準の維持を目指します。

③今後の取り組み

就労移行支援事業のサービス提供と障害者就労支援室を中心に、就労先の障害理解の促進などによる職場開拓や、職場定着支援による離職防止及び離職時へのフォロー等、障害のある人が就労継続できる体制を整備・強化し、ネットワークを活用した障害者就労支援事業の展開を図ります。

D. 就労移行支援事業の利用者数

【国の基本指針】

平成25年度就労移行支援事業の利用者数の6割以上増加することを目指す。

本市では国の指針を基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて以下のように目標を設定します。

①利用者数

項目	H24年度	H25年度	H26年度(見込み)
就労移行支援事業利用者数	36人	41人	41人

②目標値

項目	数値	考え方
平成29年度末の福祉施設利用者数	906人	平成29年度末において福祉施設を利用する者の数(日中活動系サービスのア～オの見込数集計値)
【目標値】 平成29年度就労移行支援事業の利用者数	45人	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数です。本市における就労移行支援事業のサービス提供が適している施設の現状を鑑み、平成26年度における利用者数の3割以上の利用者増を見込みます。

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

【国の基本指針】

就労移行率が3割以上の事業所を、事業所全体の5割以上とすることを目指す。

本市では国の指針を基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて以下のように目標を設定します。

項目	数値	考え方
【目標値】 平成29年度の一般就労移行率30%以上の事業所の割合	30%	平成29年度末における一般就労移行率30%以上の事業所の割合です。これまでの実績及び実情を踏まえて設定しました。

④今後の取り組み

就労移行支援事業に適した障害のある人を把握するとともに、就労移行支援事業のサービス提供事業所の拡大を促進し、一般就労への移行を促進していきます。

第3章 障害福祉サービス等の見込量

平成27年度から29年度の間における、サービス等の種類ごとの必要量の見込について推計を行います。

1. 障害者総合支援法に基づくサービス等の見込量

A. 訪問系サービス

① サービス概要

ア. 居宅介護

障害者等につき、居宅で、入浴、排せつ、家事援助、通院介助等を行います。

※ 障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者。

イ. 重度訪問介護

重度の肢体不自由若しくは重度の知的障害者及び精神障害者であって、常に介護を必要とする障害者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護及び外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

※ 障害支援区分が区分4以上で、二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしていること（その他経過措置あり）。

ウ. 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者（児）に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の提供や移動介護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

エ. 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等が、危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護を行います。

※ 障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしていること。

オ. 重度障害者等包括支援

意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する常時介護を要する障害者等に居宅介護等複数の

サービスを包括的に行います。

※ 障害支援区分が区分 6（障害児にあつては区分 6 に相当する心身の状態）であつて、障害支援区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしている場合等。

② サービス量 （単位：時間分・人分／月）

項目	事項	H24 年度	H25 年度	H26 年度 (見込み)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	サービス量	11,901	13,342	13,635
	利用者数	310	256	277

③ サービス見込み （単位：時間分・人分／月）

項目	事項	H27 年度	H28 年度	H29 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	サービス量	13,928	14,221	14,514
	利用者数	298	319	340

④ 今後の取り組み

訪問系サービスは、障害のある人の地域生活を支える根幹をなすとも言えるサービスであり、今後、地域移行等により利用が増える見込みであるため、必要な方が、適切にサービスを利用できるよう努めます。

B. 日中活動系サービス

① サービス概要

ア. 生活介護

常に介護を必要とする者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

※ 障害支援区分が、区分 3（障害者施設入所者は区分 4）以上の者。
年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分が、区分 2（障害者施設入所者は区分 3）以上の者。

イ． 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

ウ． 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援、就職後における職場への定着のための必要な相談等を行います。

また、特別支援学校卒業後に就労継続支援を利用する方については、就労移行支援事業を利用し、その方の能力・適性についてアセスメントを行います。

エ． 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な者に、雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、生産活動に係る知識等の向上のために必要な訓練を行います。

オ． 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な者や一定年齢に達している者などに、働く場を提供するとともに、生産活動に係る知識等の向上のために必要な訓練を行います。

カ． 療養介護

医療と常時介護を必要とする者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

キ． 短期入所（福祉型）

自宅で介護する者が病気の場合などに、短期間、障害者支援施設等に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

ク． 短期入所（医療型）

自宅で介護する者が病気の場合などに、短期間、病院等に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

② サービス量

(単位：人分／月)

項目	H24年度	H25年度	H26年度(見込み)
生活介護	211	226	233
自立訓練 (機能訓練)	5	7	3
自立訓練 (生活訓練)	10	9	8
就労移行支援	36	39	36
就労継続支援(A型)	8	8	8
就労継続支援(B型)	471	497	531
療養介護	29	28	29
短期入所	334	333	398

③ サービス見込量

(単位：人分／月)

項目	H27年度	H28年度	H29年度
生活介護	243	258	273
自立訓練 (機能訓練)	3	3	3
自立訓練 (生活訓練)	10	11	12
就労移行支援	41	43	45
就労継続支援(A型)	11	12	13
就労継続支援(B型)	540	550	560
療養介護	29	29	29
短期入所(福祉型)	261	287	315
短期入所(医療型)	147	151	155

④ 今後の取り組み

日中活動系サービスについては、特別支援学校卒業生等の新たな利用者の状況や施設、医療機関等と連携し、利用者の障害状況等に応じ、各サービス利用の円滑な連携、調整をするとともに、サービス提供事業所の拡大を促進します。

⑤その他

短期入所と同種事業として「東京都認定心身障害者（児）短期入所事業」があります。当該事業は、法外事業のため、「基本指針」において見込量の設定を求められてはいませんが、本市では当面法内事業と一体的な役割を認め、見込量を設定します。

【サービス量】 (単位：人日分／月)

項目	H24年度	H25年度	H26年度(見込み)
東京都認定心身障害者 (児)短期入所事業	32	41	32

【サービス見込量】 (単位：人日分／月)

項目	H27年度	H28年度	H29年度
東京都認定心身障害者 (児)短期入所事業	35	35	35

⑥今後の取り組み

緊急時に支援が必要な方に対して適切に対応ができるよう、法内の短期入所事業と併せて、利用の在り方を検討していきます。

C. 居住系サービス

共同生活介護（ケアホーム）については、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう平成26年4月より共同生活援助（グループホーム）に統合されました。

①サービス概要

ア. 共同生活援助（以下、「グループホーム」といいます。）

主として夜間において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

イ. 施設入所支援

入所した施設において、主として夜間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②サービス量 (単位：人分／月)

項目	H24年度	H25年度	H26年度(見込み)
グループホーム	70	79	85
施設入所支援	95	99	102

③ サービス見込量

(単位：人分／月)

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度
グループホーム	90	95	100
施設入所支援	101	100	99

④ 整備見込量

項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
	定員数 (実績)	定員数 (見込)	定員数 (見込)	定員数 (見込)
グループホーム	78 人	83 人	88 人	93 人

⑤ 今後の取り組み

入所施設から地域移行を促進する一方、施設入所を希望する待機者がいるため、ニーズの適切な把握に努め、施設入所に適した方の支援をしていきます。

また、グループホームの利用についても、ニーズの適切な把握に努め、グループホームの利用が適した方の支援に向けて、今後は既存施設も活用しながら、施設整備を進めてまいります。

D. 相談支援

ア. 計画相談支援

① サービス概要

障害福祉サービス利用者が適切にサービスを利用できるよう、障害者の状況を勘案し、サービス等利用計画を作成し、利用に関する調整等を行います。なお、平成27年度からは障害福祉サービスを利用する全ての障害者等の方のサービス等利用計画の作成が義務付けられています。

また、障害者総合支援法では、身近な地域に相談支援事業所がない場合等に、相談支援事業者以外の者（サービス利用者本人や身近な支援者）が作成するサービス等利用計画案（セルフプラン）の作成が認められています。

② サービス量

(単位：人分／月)

項目	H24 年度	H25 年度	H26 年度(見込み)
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	0	24	59

③ サービス見込量 (単位：人分／月)

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	108	116	125

④ 今後の取り組み

障害福祉サービスを利用する全ての障害者等の方がサービス等利用計画を作成できるよう、相談支援事業所との連絡・調整を行うとともに、利用者に対してサービス等利用計画作成の案内を進めていきます。また、事業所の確保及び人材育成等を支援していきます。

イ. 地域相談支援

① サービス概要

施設や病院に長期入所・入院していた方が地域での生活に移行するために、住居の確保や新生活の準備等について支援を行う地域移行支援と、居宅で一人暮らしをしている方に対し、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行う地域定着支援があります。

② サービス量 (単位：人分／月)

項目	H24 年度	H25 年度	H26 年度 (見込)
地域移行支援	1	1	0
地域定着支援	0	0	0

③ サービス見込量 (単位：人分／月)

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度
地域移行支援	2	2	3
地域定着支援	2	2	3

④ 今後の取り組み

サービス提供事業者の育成・確保を図り、入所、入院中に福祉サービスの見学・体験のための外出支援、準備等を行い、地域生活への移行・定着を進めていきます。

2. 児童福祉法に基づくサービス等の見込量

A. 障害児通所支援

① サービス概要

ア. 児童発達支援

障害児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

イ. 医療型児童発達支援

肢体不自由児につき、医療型児童発達支援センターや医療機関等に通り、児童発達支援のサービスや治療を行います。

ウ. 放課後等デイサービス

就学児童に対し、授業終了後や休業日に、生活能力向上のための訓練や社会交流等を行います。

エ. 保育所等訪問支援

保育所等において、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

② サービス量

(単位:人日分/月)

項目	H24 年度	H25 年度	H26 年度(見込み)
児童発達支援	0	493	464
医療型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	178	723	913
保育所等訪問支援	0	1	2

③ サービス見込量

(単位:人日分/月)

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度
児童発達支援	552	607	662
医療型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	959	1,017	1,068
保育所等訪問支援	2	3	4

④今後の取り組み

今後も関係機関と連携を図り、障害児の放課後・余暇対策事業の推進を図るよう努めます。

B. 障害児相談支援

①サービス概要

児童福祉法に基づく障害児の通所サービスを利用する場合、障害児の状況を勘案しながら障害児支援利用計画を作成し、適切な利用ができるよう、調整等を行います。なお、障害児の通所サービスは平成24年度より開始されたものです。

②サービス量 (単位：人分／月)

項目	H24年度	H25年度	H26年度(見込み)
障害児相談支援	0	0	5

③サービス見込量 (単位：人分／月)

項目	H27年度	H28年度	H29年度
障害児相談支援	13	14	15

④今後の取り組み

障害者の計画相談支援を実施する事業所数と比較すると、障害児の相談支援を実施する事業所は少ないという現状があります。今後は障害児相談支援事業所の拡大促進に努めます。なお、自立支援協議会においても、事業所の拡大について、協議をしています。

第4章 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施するものです。

本市では、当事者のニーズやこれまでの事業の実施状況、本市の財政状況などを踏まえ、必要なサービスを実施していきます。

A. 相談支援事業

① サービス概要

地域の障害者等の福祉に関する問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。

② サービス量 (単位：実施箇所数)

項目	H24 年度	H25 年度	H26 年度(見込み)
障害者相談支援事業	2	2	2

③ サービス見込量 (単位：実施箇所数)

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度
障害者相談支援事業	2	2	2
基幹相談支援センター	検討	検討	検討

④ 今後の取組み

基幹相談支援センターについては、障害のある方々からの相談支援のニーズは増加しており、相談内容も多様化していることから、相談支援の充実・強化を目的とし、障害のある方が自立した生活を送れるよう引き続き検討します。

B. 地域活動支援センター

① サービス概要

障害のある者に対して創作的活動や生産活動等の機会を提供し、社会との交流の促進等を行います。機能強化の種類により、Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型に分類され、本市ではⅠ型の機能強化事業を1施設で実施しています。

② サービス量

項目	H24 年度	H25 年度	H26 年度(見込み)
実施箇所数 (Ⅰ型)	1	1	1
利用者数/年	112	100	100

③ サービス見込量

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実施箇所数（I 型）	1	1	1
利用見込者数／年	100	100	100

④ 今後の取り組み

今後もサービスを必要とする方が登録・利用できるよう、ニーズを把握し、地域の実情を踏まえながら、事業の充実を図ります。

C. 相談支援機能強化事業

① サービス概要

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とします。

② 見込量

（実施の有無）

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度
相談支援機能強化事業	実施	実施	実施

③ 今後の取り組み

専門的職員の育成・充実を図ります。

D. 住宅入居等支援事業

① サービス概要

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

② 見込量

（実施の有無）

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度
住宅入居等支援事業	検討	検討	検討

③ 今後の取り組み

保証人がいないなど住宅入居支援のあり方について検討を行います。

E. 成年後見制度利用支援事業

① サービス概要

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について、本人の権利を守る援護者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

② 見込量

(実施の有無)

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施

③ 今後の取り組み

障害者が福祉サービスを利用して、安心して地域で暮らしていくために現在社会福祉協議会にて、成年後見制度推進事業と福祉サービス総合支援事業（地域福祉権利事業を含みます）を、一体的に実施し、障害に関しては相談機関が成年後見制度の初期相談窓口として位置づけられ、連携が図られています。成年後見制度の推進については、制度の適正実施について研究を進めていきます。

F. 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業

① サービス概要

ア. 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障があるかたとその他のかたの意思疎通の円滑化を図ることを目的とした事業です。当市では手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業を実施しています。

イ. 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

② サービス量

(単位：利用者数/月)

項目	H24 年度	H25 年度	H26 年度(見込み)
手話通訳者派遣事業	22	27	30
要約筆記者派遣事業	8	14	16

(単位：研修修了者数)

項目	H24 年度	H25 年度	H26 年度(見込み)
手話奉仕員養成研修事業	8	5	6

※養成クラス修了者数とする。

また、社会福祉協議会の窓口にて、手話通訳者派遣にかかる連絡調整や、手話による意思疎通支援が必要なかたに対し相談支援等を行う手話通訳者を設置しています。

③ サービス見込量 (単位：利用者数／月)

項目	H27年度	H28年度	H29年度
手話通訳者派遣事業	32	34	36
要約筆記者派遣事業	16	16	16

(単位：研修修了者数)

項目	H27年度	H28年度	H29年度
奉仕員養成研修事業	8	8	8

※養成クラス修了者とする。

④ 今後の取組み

手話講習会（入門・基礎・応用・養成）を実施し、手話通訳者や日常会話程度の手話表現技術を習得した手話ボランティアの養成研修に努めていきます。また、聴覚障害のあるかたに対する情報伝達手段の充実を図るために、市において手話通訳・要約筆記を積極的に活用し、意思疎通支援事業の普及啓発を行います。

G. 日常生活用具給付等事業

① サービス概要

障害者等の自立の支援や社会参加の促進を図るために、日常生活用具の購入費用や住宅改修費の助成を行います。

② サービス量 (単位：利用件数／年)

項目	H24年度	H25年度	H26年度(見込み)
介護訓練支援用具	17	13	7
自立生活支援用具	20	24	31
在宅療養等支援用具	1	6	20
情報・意思疎通支援用具	16	25	35
排泄管理支援用具	248	275	303
住宅改修費	12	2	6

※ 排泄管理支援用具については、(単位：人分／年)。

③サービス見込量

(単位：利用件数／年)

項目	H27年度	H28年度	H29年度
介護訓練支援用具	17	17	17
自立生活支援用具	31	31	31
在宅療養等支援用具	25	33	41
情報・意思疎通支援用具	45	50	55
排泄管理支援用具	331	360	388
住宅改修費	6	6	6

※ 排泄管理支援用具については、(単位：人分／年)。

④今後の取り組み

平成25年4月から制度の谷間を埋めるべく障害者の範囲に難病等が加わりました。障害のある人への日常生活上の困難の改善という観点から、引き続き日常生活用具の品目等について検討し、必要とされる方への適正なサービス提供に努めてまいります。

H. 移動支援事業

①サービス概要

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。

②サービス量

(単位：人数・時間分／月)

項目	H24年度		H25年度		H26年度(見込み)	
	人数	時間数	人数	時間数	人数	時間数
知的・精神障害者	93	620	123	759	97	634
肢体不自由児者	5	70	6	82	5	73
視覚障害者	20	234	18	227	18	222
合計	118	924	147	1,068	120	929

③サービス見込量

(単位：人数・時間分／月)

項目	H27年度		H28年度		H29年度	
	人数	時間数	人数	時間数	人数	時間数
知的・精神障害者	123	759	133	798	143	858
肢体不自由児者	6	82	6	82	6	82
視覚障害者	16	198	14	174	12	150
合計	145	1,039	153	1,054	161	1,090

④今後の取り組み

移動に関して支援が必要な障害のある人に、地域での自立生活や社会参加を推進するため、適正なサービスの決定を行います。また重度の視覚障害者については、同行援護への移行を推進していきます。

I. その他の事業

ア. 訪問入浴サービス事業

①サービス概要

家庭において入浴が困難な障害者等に対し入浴の介助を行う者等を派遣します。

②サービス量 (単位：利用回数／月)

項目	H24年度	H25年度	H26年度(見込み)
訪問入浴事業	26	24	27

③サービス見込量 (単位：利用回数／月)

項目	H27年度	H28年度	H29年度
訪問入浴事業	27	27	27

④今後の取り組み

適切にサービス提供できる事業者へ委託し、事業を推進していきます。

イ. 更生訓練費給付事業

①サービス概要

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者および経過措置として身体障害者更生援護施設（療護施設を除く）に入所又は通所している者に、更生訓練費を給付します。

②サービス量 (単位：人数／月)

項目	H24年度	H25年度	H26年度(見込み)
更生訓練費給付事業	33	33	33

③サービス見込量 (単位：人数／月)

項目	H27年度	H28年度	H29年度
更生訓練費給付事業	33	33	33

④今後の取組み

現状における制度の役割を再確認し、改廃を含めた検討を行います。

ウ. 日中一時支援事業

① サービス概要

日中、介護を行う者の疾病その他の理由により、介護を受けることが困難になった障害者等に対して一時的に施設等を利用して支援します。

② サービス量 (単位：人日分/月)

項目	H24年度	H25年度	H26年度(見込み)
日中一時支援事業	21人	20人	21人

③ サービス見込量 (単位：人日分/月)

項目	H27年度	H28年度	H29年度
日中一時支援事業	21人	21人	21人

④ 今後の取り組み

緊急時等に支援が必要な障害のある人が利用できるよう、市内外の障害福祉サービス事業所と連携するとともに、今後の放課後対策事業との兼ね合いも踏まえたうえで、推進を図ります。

エ. 生活サポート事業

① サービス概要

日常生活を営む上で一時的に又は部分的に困難のある障害のある人で居宅介護の対象とならない人が、ホームヘルパーによる軽易な日常生活上の支援を受けた場合に、当該費用の一部を補助します。

② サービス量 (単位：時間分/月)

項目	H24年度	H25年度	H26年度(見込み)
生活サポート事業	0	0	0

③ サービス見込量 (単位：時間分/月)

項目	H27年度	H28年度	H29年度
生活サポート事業	1	1	1

④ 今後の取り組み

居宅介護の対象とならない障害のある人へ補完する支援として継続していきます。

資料編

第4期東村山市障害福祉計画策定のための事業所ヒアリング調査結果（概要）

1 調査の趣旨

東村山市第3期障害福祉計画が平成26年度までとなっており、次期計画の策定を行うにあたって、市内の事業所で実施されている事業の実施状況や事業展開の意向、現場のニーズ等について把握し、基礎資料として活用するため、東村山市において障害者福祉サービスを提供している事業所へ記名調査を実施した。

2 調査実施概要

（1）調査対象

東村山市内において障害福祉サービスを提供する事業所

（2）調査方法

事業所を運営している法人へEメールによる配布・回収

（3）調査・ヒアリング実施期間

平成26年10月15日～10月31日

（4）調査の基準月

平成26年9月（調査実施月の直近1カ月）の事業実施状況

（5）調査事業所数

134事業所（39法人）

（6）回収結果

134事業所中、117事業所から回答を得た。

3 市内における指定障害福祉サービス事業所数

A 訪問系サービス

ア、居宅介護：22事業所

イ、重度訪問介護：22事業所

ウ、同行援護：4事業所

エ、行動援護：2事業所

オ、重度障害者等包括支援：なし

B 日中活動系サービス

- ア、生活介護：7事業所
- イ-1、自立訓練（生活訓練）：なし
- イ-2、自立訓練（機能訓練）：なし
- ウ、就労移行支援：3事業所
- エ、就労継続支援A型：1事業所
- オ、就労継続支援B型：20事業所
- カ、療養介護：1事業所
- キ、短期入所：6事業所
- ク、都認定短期入所：2事業所

C 居住系サービス

- ア、共同生活援助（GH）：15事業所
- イ、施設入所支援：2事業所

D 相談支援

- ア、計画相談支援：7事業所
- イ、地域移行支援：2事業所
- ウ、地域定着支援：2事業所

E 障害児通所支援・障害児相談支援

- ア、児童発達支援：4事業所
- イ、放課後等デイサービス：3事業所
- ウ、障害児相談支援：2事業所

その他

上記以外の事業を実施する事業所（地域生活支援事業等）：7事業所

4 調査結果

A 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度訪問介護）

（1）事業所数

回答回収事業所：50事業所中、36事業所

（2）主な利用者（重複回答有り）

身体：30事業所、知的：21事業所、精神：16事業所、障害児：11事業所、重症心身障害（児）者：19事業所、難病：22事業所、介護保険要介護・要支援者：15事業所、その他：18事業所、回答無：4事業所

（3）利用者ニーズの増減傾向

増えている：17事業所、減っている：2事業所、変わらない：10事業所、回答無し：7事業所

B 日中活動系サービス

ア、生活介護

(1) 事業所数

回答回収事業所：7事業所中、7事業所

(2) 主な利用者（重複回答有り）

身体：1事業所、知的：4事業所、精神：なし、重症心身障害者：3事業所、難病：なし、介護保険要介護・要支援者：なし、回答無：1事業所

(3) 利用者ニーズの増減傾向

増えている：6事業所、減っている：なし、変わらない：1事業所

イ-1、自立訓練（生活訓練）

該当事業所なし

イ-2、自立訓練（機能訓練）

該当事業所なし

ウ、就労移行支援

(1) 事業所数

回答回収事業所：3事業所中、3事業所

(2) 主な利用者（重複回答有り）

身体：3事業所、知的：3事業所、精神：3事業所、重症心身障害者：1事業所、難病：2事業所、介護保険要介護・要支援者：なし、その他：3事業所

(3) 利用者ニーズの増減傾向

増えている：なし、減っている：1事業所、変わらない：1事業所、回答無し：1事業所

エ、就労継続支援A型

(1) 事業所数

回答回収事業所：1事業所中、1事業所

(2) 主な利用者（重複回答有り）

身体：1事業所、知的：1事業所、精神：1事業所、重症心身障害者：なし、難病：1事業所、介護保険要介護・要支援者：なし、その他：1事業所

(3) 利用者ニーズの増減傾向

増えている：なし、減っている：なし、変わらない：1事業所

オ、就労継続支援B型

(1) 事業所数

回答回収事業所：20事業所中、17事業所

(2) 主な利用者（重複回答有り）

身体：7事業所、知的：11事業所、精神：11事業所、重症心身障害者：1事業所、難病：2事業所

介護保険要介護・要支援者：2、その他：5事業所、回答無し：4事業所

(3) 利用者ニーズの増減傾向

増えている：8事業所、減っている：1事業所、変わらない：3事業所、回答無し：5事業所

カ、療養介護

(1) 事業所数

回答回収事業所：1事業所中、1事業所

(2) 主な利用者（重複回答有り）

身体：なし、知的：なし、精神：なし、重症心身障害者：1事業所、難病：なし、
介護保険要介護・要支援者：なし、その他：なし

(3) 利用者ニーズの増減傾向

増えている：なし、減っている：なし、変わらない：なし、回答無し：1事業所

キ、短期入所

(1) 事業所数

回答回収事業所：6事業所中、6事業所

(2) 主な利用者（重複回答有り）

身体：なし、知的：4事業所、精神：1事業所、障害児：2事業所、重症心身障害者：3事業所、
難病：1事業所、介護保険要介護・要支援者：なし、その他：なし

(3) 利用者ニーズの増減傾向

増えている：5事業所、減っている：なし、変わらない：なし、回答無し：1事業所

ク、都認定短期入所

(1) 事業所数

回答回収事業所：2事業所中、2事業所

(2) 主な利用者（重複回答有り）

身体：1事業所、知的：2事業所、精神：なし、障害児：2事業所、重症心身障害者：1事業所、
難病：なし、介護保険要介護・要支援者：1事業所

その他：1事業所

(3) 利用者ニーズの増減傾向

増えている：なし、減っている：なし、変わらない：1事業所、回答無し：1事業所

C 居住系サービス

ア、共同生活援助（GH）

(1) 事業所数

回答回収事業所：15事業所中、15事業所

(2) 主な利用者（重複回答有り）

身体：なし、知的：12事業所、精神：4事業所、重症心身障害者：なし、難病：なし、
介護保険要介護・要支援者：2事業所、その他：なし

(3) 利用者ニーズの増減傾向

増えている：8事業所、減っている：なし、変わらない：3事業所、回答無し：4事業所

イ、施設入所支援

(1) 事業所数

回答回収事業所：2事業所中、2事業所

(2) 主な利用者（重複回答有り）

身体：なし、知的：2事業所、精神：なし、障害児：1事業所、重症心身障害者：なし、
難病：なし、介護保険要介護・要支援者：なし、その他：なし

(3) 利用者ニーズの増減傾向

増えている：2事業所、減っている：なし、変わらない：なし

D 相談支援

ア、計画相談支援

(1) 事業所数

回答回収事業所：7事業所中、7事業所

(2) 主な利用者（重複回答有り）

身体：3事業所、知的：5事業所、精神：6事業所、重症心身障害者：3事業所、難病：2事業所、
その他：2事業所

イ、地域移行支援

(1) 事業所数

回答回収事業所：2事業所中、2事業所

(2) 主な利用者（重複回答有り）

身体：1事業所、知的：1事業所、精神：2事業所、重症心身障害者：1事業所、難病：1事業所、
介護保険要介護・要支援者：1事業所、その他：なし

ウ、地域定着支援

(1) 事業所数

回答回収事業所：2事業所中、2事業所

(2) 主な利用者（重複回答有り）

身体：1事業所、知的：1事業所、精神：2事業所、重症心身障害者：1事業所、難病：1事業所、
介護保険要介護・要支援者：1事業所、その他：なし

D 障害児通所支援、障害児相談支援

ア、児童発達支援

(1) 事業所数

回答回収事業所：4事業所中、4事業所

(2) 主な利用者（重複回答有り）

身体：2事業所、知的：2事業所、精神：1事業所、発達障害：1事業所、
重症心身障害児：2事業所、難病：1事業所、その他：1事業所、回答無し：1事業所

(3) 利用者ニーズの増減傾向

増えている：2事業所、減っている：なし、変わらない：2事業所

イ、放課後等デイサービス

(1) 事業所数

回答回収事業所：3事業所中、3事業所

(2) 主な利用者（重複回答有り）

身体：2事業所、知的：3事業所、精神：1事業所、発達障害：2事業所、
重症心身障害児：2事業所、難病：1事業所、その他：2事業所

(3) 利用者ニーズの増減傾向

増えている：2事業所、減っている：なし、変わらない：1事業所

ウ、障害児相談支援

(1) 事業所数

回答回収事業所：2事業所中、2事業所

(2) 主な利用者（重複回答有り）

身体：なし、知的：1事業所、精神：1事業所、発達障害：1事業所、重症心身障害者：なし
難病：1事業所、その他：1事業所

平成26年度 障害者福祉計画推進部会名簿

推薦枠	推薦団体	氏名
学識経験者		小澤 進
		遠藤 てる
医師会代表者	東村山市医師会	牛木 信之
関係行政機関の職員	東京都多摩小平保健所	小林 冬子
商工会代表者	東村山市商工会	中村 一彦
社会福祉協議会職員 又は民生委員	東村山市社会福祉協議会	高橋 節夫
	民生委員児童委員協議会	龍野 乗子
障害者団体代表者	身体障害者患者連絡協議会	根本 信子
	東村山市あゆみの会	西尾 佐知子
	NPO東村山手をつなぐ親の会	千葉 光男
	NPOけやき	遠藤 康子
	東村山市聴覚障害者協会	松尾 美智夫
	翔和会	手賀 清春
	東村山市パーキンソン病友の会	阿刀田 俊子
障害者関連施設の代表者	東村山市共同作業所連絡会	横田 茂樹
	東京コロニー	武者 明彦
一般公募市民		澤村 澄子
特に必要と認められる者	社会福祉法人東村山市けやき会 ふれあいの郷	高橋 千恵子

